

議案第二百二十八号

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年十一月二十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区長等の給料等に関する条例（昭和三十二年港区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百九十五」を「百分の二百五」に改める。

別表(一)中「一、二四九、五〇〇円」を「一、二六一、七〇〇円」に、「一、〇〇四、八〇〇円」を「一、〇一四、六〇〇円」に改める。

第二条 港区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の二百五」を「百分の二百」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例中第一条の規定及び次項から付則第四項までの規定は公布の日から、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（第五条第二項の改正規定を除く。）による改正後の港区長等の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

3 第一条の規定（第五条第二項の改正規定に限る。）による改正後の港区長等の給料等に関する条例の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

4 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の港区長等の給料等に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額等を改定するため、本案を提出いたします。